

危険な校外学習

学校安全の死角(2)

内田 良

Ryo UCHIDA

学校教育講座

1. 課題の設定

“今、「子どもの安全」が脅かされている” 2004年1月に文部科学省(以下,文科省)が打ち出した「学校安全緊急アピール-子どもの安全を守るために-」は,この訴えからはじまる。

2001年6月に大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童殺傷事件以降,学校管理下において子どもの安全をどう守るのか,すなわち「学校安全」をどう確立するのかが,喫緊の課題となっている。この間,学校安全に関する実践や研究は,子どもの安全を守ることを至上命題として進められてきた。その目的は,いまだ不十分な学校安全の今日的取り組みを,より徹底させることである。だが,そもそも「学校安全」「子どもの安全」というとき,私たちはいったい何の脅威を想定しているのだろうか。私たちは何に怯えているのだろうか。想定された脅威は,他の脅威の何よりもまして,最優先で回避されるべきものなのだろうか。

本稿は,学校安全をめぐる今日的な方向性を相対化する試みである。目指すのは,安全管理の中身の不徹底に対する批判ではない。安全管理の方向性そのものに対する批判である。そこで本稿は,今日の学校安全の取り組みがもつ「死角」に注目する。ここでいう「死角」とはすなわち,現在のところ公的な関心となっていない種の事故を指す。「死角」を照らし出す作業はすでにその第1弾を,拙稿(2007)にて転落事故を題材としておこなっている。本稿は第2弾として,校外学習中の事故をとりあげる。校外学習における事故の実態を明らかにすることで,私たちがいかに「想定」や「想像」に怯え,「実態」に無関心であるのかを描き出す。

学校の敷地を離れた不慣れな場所で,かつクラスルームそのままの子ども数対教師数でおこなわれる活動は,事故の重大な発生源である。しかし,学校安全の取り組みは,それらの実態を見逃したまま進められている。具体的な各種事故を検討することなく,想像された脅威にもとづいて展開される今日的取り組みは,そこに人びとのまなざしを集中させることにより,結果的に他の種の事故を軽視してしまっている。

以下,まず第2節で今日の学校安全の方向性をおさえて,次にその方向性を,本稿が扱ってたつ「社会問題の構築主義」の観点から批判的に検討する。第3節

では,校外学習中に起きたいくつかの具体的な事故例を示す。類似する事故が続けて起きていることも合わせて示す。第4節では,校外学習に注目することの意義にふれ,さらに事故の防止策を提案する。

2. 学校安全をどうみるか

2-1 不審者犯罪対策としての学校安全

2001年6月8日,大阪教育大学附属池田小学校で,1年生と2年生の児童合わせて8人が,外部からの侵入者によって殺害されるという事件が起きた。3日後の11日には文科省は「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」という通達を出し,「不審者」侵入への対応策の必要性を強く訴えた¹。以降,7月10日にも通達「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」を出し,より具体的に不審者への対策を示した。このようにして,文科省は学校安全をめぐる施策や通達を次々と打ち出し,2002年12月には,『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』を全国すべての幼稚園,小中高校に配布した。附属池田小の事件は,これまでの学校史のなかでももっとも残忍でかつ被害者数の多い事件の一つである。また小学校が大阪教育大学の附属校であるため,国の管理責任が直接に問われた事件でもある。そのような理由から,附属池田小の事件は,今日の学校安全対策の重要な基礎をつくり,同時に私たちの「学校安全」観を大きく規定している。

2005年2月14日,大阪府寝屋川市立中央小学校で,17歳の少年(当校の卒業生)が校舎内に侵入し教員1人を殺害した。18日には文科省は「学校の安全確保のための施策等について」という通知を出し,さらに「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム」を設置した。3月にはプロジェクトチームの第一次報告「学校安全のための方策の再点検等について」が提出され,このなかで校門を原則施錠とすることが示された。また警察を含めて,保護者や地域等との連携がよりいっそう必要であることが主張された。この事件は,「少年の凶悪化」言説に回収される可能性もおおいにあったが,そちらには向かわずに「学校安全」の言説に乗っていった。こうして「外部から不審者がやってきて,子どもや教職員に危害を加え

る」というイメージと不安が強化され、不審者侵入対策がいつそう促進されることになった。

こうした不審者「侵入」対策に視点の転換を迫ったのが、2005年11月22日に広島市で、12月1日に栃木県今市市で相次いで発生した、小学生女子殺害事件である。2つの事件はいずれも、下校中の小学校1年の女子が殺害されたことから、世間の関心呼び込んだ。文科省は12月6日に通達「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」を出し、学校内への不審者侵入だけでなく、学校外における不審者の加害に対しても、本格的な防止策を講じるようになった。校区の「安全マップ」づくりや、地域ボランティアによる「安全パトロール」の実施・「子ども110番の家」の設置は、2006年以降全国の多くの地域でおこなわれ、数々の取組事例が報告されている。

上記の2つの事件は、学校の敷地内だけではなく、通学路を含めた地域全体が子どもにとって危険な場所となりうることを、私たちに認識させた。その結果、子どもの安全は学校関係者だけが気を配ればよいというものではなく、地域全体で守っていかなければならないという意識が醸成されることになった。不審者侵入や不審者による危害を「不審者犯罪」と名づけるならば、今日の学校安全は、不審者犯罪を念頭に置いたうえで、子ども・教師・保護者だけでなく地域住民や警察をも巻き込んだ社会全体の取り組みとして展開されているといえる。

2-2 「社会問題の構築主義」からみた学校安全

不審者犯罪対策を中心とした今日の学校安全の取り組みは、社会学の見地からすると、どのように解釈することができるのだろうか。学校安全への関心の高まりは、すでにみてきたとおり不審者犯罪に対する、社会の側の大きなリアクションとしてとらえることができる。そこで、他者のリアクションを分析対象とする「社会問題の構築主義」の立場から、学校安全を解釈してみたい。

「社会問題の構築主義」(以下、構築主義)の旗手であるスペクターとキツセは、『社会問題の構築』(Spector and Kitsuse 1977)において、社会問題のある種の実体をもった「状態」としてではなく、「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」(訳書 p. 119)として理解した。ある集団が「それが問題だ」と主張するならば、その主張活動を社会問題研究の対象に据えようという見方である。よってこのとき、「問題」あるいは「逸脱」といわれる出来事が、客観的状态を有しているかどうか(平たくいえば、それが本当に起きているかどうか)は重要ではない。構築主義が分析するのは、ただ特定の人びとによる主観的な定義活動である。

学校安全に当てはめて考えると、ある個人(Aさん)

や組織(文科省、マスコミ、被害者遺族等)がそれを「解決すべき問題である」とクレーム申し立てすることで、ある種の事故(事件を含む)が、明らかな社会問題・逸脱現象として私たちの認識にのぼってくる。「不審者犯罪によって子どもの安全が脅かされている」という訴えは、他の集団の主張(「校外学習中の事故が頻発している」)によってかき消されるかもしれないし、あるいは共感的な集団に引き継がれて(「不審者犯罪はあちこちで起きている」)、世間の耳目を集めるほどにまで拡大するかもしれない。

構築主義の視角を用いると、ある種の社会問題の増殖過程を説明することができる。構築主義は、「問題があるから解決する」という一般的な認識枠組みを逆転させ、「解決できるから問題となる」という見方を提起する。スペクターとキツセは、次のように述べる。

不満や憤激を、自然のもの、もしくは自明のもののみなすことはできない。すべての不快と不満の経験の原点には、その悩みの種の除去や改善、解決が、保証されていないまでも少なくとも可能なものだという認識がある。なんらかの標準を普及させようとする者や、改善・改良のエキスパートと自認するも者は、それまで不変、または人間の本性の一部と思われていたものを、改善することができると示唆しているのだ。彼らは、悩みの種を定義し、命名し、それを説明する理論を作り出して、他の人びとが、以前には気づかなかった環境のある側面について、不満を経験することができるようにする。

(訳書 p. 132, 傍点は筆者)

それは解決できるものだ・解決すべきものだと考えようになったとき、その事柄が不快や不満として経験され「問題」となっていく。問題は最初から自明のものとして存在しているのではない。構築主義の着眼点は、誰かがそれを「解決すべきことだ」とクレームを申し立てて、社会運動へとつないでいくところにある。したがって、世の中で「問題」とされていることは、それが実態としてどのくらい脅威であるのかではなく、それがいかに脅威として想定されているのか・想像されているのが重要となってくる。

学校管理下ではあらゆる種類の事故が発生している。だが、私たちはそれらの雑多な事故のなかからある種類の事故をとりわけ大きな「問題」として認識している。その「問題」というのが、今日の学校安全対策が扱っている不審者犯罪である。文科省やマスコミが不審者による危害を「早急に解決すべき」とみなし、私たちはその見解を受け入れることによって、不審者犯罪への不満や怒りを自分の感情として経験する。いったんそのような流れが定着すれば、後は事件が起きるたびに、私たちは不審者犯罪が深刻であると認識し、いつその防止策を求めるようになる。皮肉なことに、解決しようという動きが強化されるほど、問題

だと感じるが増えていくのである。2001年の附属池田小の事件以降、不審者犯罪を念頭に置いた学校安全施策が次々と展開されていった。その過程とは、何者かが子どもに近づこうとすることがまさに「解決すべき」課題として社会問題化し、それにもとない人びとの不安が高まっていく過程だったのである。

構築主義の視角から私たちが学ぶべきは、不安を実態とリンクさせてはならないということである。私たちが不安を感じる不審者犯罪とは、実態はともかくも、一つの想定あるいは想像にもとづいた脅威である。それが実態としての発生数といかに関連しているのかまたはかけ離れているのかは、事故のケースを丹念に調べて数え上げなければならない。

以下、本稿では学校安全を、不審者犯罪とは別の新たな想定・想像からとらえなおしていく。その想定・想像とはすなわち、他の種の事故でより多くの子どもが命を落としているのではないかと、ということである。そこで本稿がとりあげるのが、校外学習時の事故である。「校外学習では事故が多く発生している」という想定が適切かどうかについて、実態を調べて確認していこう。

3．校外学習における死亡事例

3 - 1 校外学習中の死亡事故データ

本節では、校外学習中に起きた事故の実態を明らかにしていく。本稿でいう校外学習とは、学校の敷地外においておこなわれる諸活動をいう。これは、活動の中身を意味するものではなく、活動の場所を示すものである。具体的な活動としては、たとえば生活科や総合的な学習の時間の野外活動、遠足、修学旅行、集団宿泊的行事、部活動の合宿などがある。

そして、校外学習中の事故に関して、本稿が主に参照するのは、日本スポーツ振興センター発行の『学校の管理下の死亡・障害事例と事項防止の留意点』以下、『死亡・障害事例』である。日本スポーツ振興センターは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園および保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害または死亡）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金）をおこなっている。そこで把握された死亡・障害の事故を紹介したのが『死亡・障害事例』であり、これは一部の年度を除いて毎年発行されている（『死亡・障害事例』の正式のタイトルならびにそこに記載されている事例数や事例の発生年度については、引用・参考文献欄を参照）。本稿では、昭和60年版～平成17年版（1985年版～2005年版）までの21年間の死亡事例に目を通し、そこからみえてくる事故の実態について報告する。なお、共済給付制度への加入率は、1985～2005年度までおおむね97%前後で推移している。したがって、『死亡・障害事例』が対象とするのは、学校に通うほとんどすべての子どもとみて

よい。

『死亡・障害事例』に記載されている限りでの、21年間に発生した、校外学習中の死亡数は、合計で126件155人になる。1年あたりにすると平均7.4人の子どもが、校外学習の活動中に死亡していることになる。日帰りの校外学習と宿泊付きのそれとにわけると、日帰りの場合が68件で68人（年平均3.2人）、宿泊付きが58件で87人（年平均4.1人）となっている（自殺と推測されるケースは除く）。事故の概略は、表1と表2（巻末参照）のとおりである。

3 - 2 日帰りの校外学習における死亡事故

まずは、日帰りの校外学習について、典型的ないくつかの事例をみていこう²。

下記は、1990年度に小学校1年女児が川遊びの最中に溺死した例である。なお事例IDは、表1と表2のIDに対応している。

[事例ID: a31]

1,4,5,6年生の川遊びの学級活動で、準備体操後、担任とともに指示された範囲で泳いでいた。そのうち、5,6年生が1年生の手を持ってパタ足、胴を持って浮かして泳がしていた。しばらくして指示範囲より下流で沈んでいた本児を発見、川原へ上げ、人工呼吸、心臓マッサージを行い救急車で病院に移送したが翌日死亡した。

出所：『死亡・障害事例』（平成4年版，p.17.）

校外学習では、溺死を含めて水難による死亡事故が多い。体育授業中や部活中のプールでの死亡事故が多いことはよく知られているが、校外での水泳や水遊びは管理されたプールよりもいちだと危険であるにもかかわらず、ほとんど関心が寄せられていない。

また近年の例では、2001年7月3日に静岡県富士市の海岸で、生活科の授業中に小学校1年生の男児が高波にのまれて行方不明となった。この事例では、引率した女性教諭1人（54歳）も死亡している。

[事例ID: a65]

1年生3クラスによる生活科の授業を小学校南側の海岸で行っていた。本児童は、担任教諭と一緒に砂浜において、波打ち際に水を汲みに行ったときに高波にさらわれて行方不明になった。更に、救助に向かった教員も行方不明となった。すぐに現場の教員が学校に連絡した。水難事故対策本部が設置され、海上保安庁や警察署をはじめ、関係者及び協力機関による捜索が行われ、水難現場から500mほど離れたところで、本児童のサンダルやバケツ、帽子が発見された。翌日以降も捜索は続けられたが、本児童を発見するには至らなかった。

出所：『死亡・障害事例』（平成16年版，p.51.）

水難以外にも、不慮の事故がいくつかある。下記は、1989年度に保育園児が倒壊物で死亡した例である。

[事例 ID: a26]

保育所の行事として、秋祭りの前日「おまつりごっこ」を実施。手作りのおみこしを担いで300mほど離れた神社に行き、記念撮影の順番を待っていたところ、その列に石燈ろうが倒れ、本児と他1名に当たった。近くの医師の手当てを受け、病院へ移送し治療を受けたが、10日後意識不明のまま死亡した。

出所：『死亡・障害事例』（平成3年版，p. 27.）

じつは石燈ろうが倒れて園児が死亡する例が21年間で3件起きている。件数としてはけっして多いものではないが、状況がきわめて類似している点は注目すべきであろう。

ここまでみてきた例は特別活動中の事故である。他には、部活動で校外に出た際の事故も多い。次の例は、1996年度に発生した、中学校3年生の男子生徒の事例である。

[事例 ID: a54]

バスケットボール部活動の一環として、3年生部員の部活動納めの目的で顧問教諭と3年生部員とで湖へサイクリングに行った。昼食を終え休憩をとり2時ごろから生徒の多くが水遊びをしていたが、近くにいた小学生の浮き輪が流れたという騒ぎになり取りに行こうと3名の生徒が泳ぎ出した。2名が戻りかけた時、本生徒が叫び声をあげたので、異変を見て顧問教諭が沖へ泳ぎ探したが姿が見えず、消防車、救急車の出動を要請し、3時過ぎになって湖底に沈んでいる本生徒を発見した。病院へ搬送し救急処置を行ったが、発見から1時間半後に死亡した。

出所：『死亡・障害事例』（平成10年版，p. 19.）

上記の例は、日常の部活動の内容そのものとは関係がない。いっぽう事故のなかには、活動の内容そのものに起因するものもいくつか起きている。事例は省くが、活動そのものを校外でおこなうような、山岳部やボート部、スキー部では、学校から離れた特殊な環境で活動するなかで死に至るケースがある。

3 - 3 修学旅行・集団宿泊行事における死亡事故

宿泊ともなう校外学習においても、同種の事故が発生している。ここでも水難による事故死は多い。下記は、1983年度に中学校3年の男子生徒が臨海訓練で死亡した例である。

[事例 ID: b07]

当日は、遠泳訓練実施のため午後2時3分出発した。途中第1回目の全員点呼では異常はなかった。その後本生徒は、隊列から少しはずれたが、元の隊列に復帰し、変わらぬ泳ぎをしていた。しばらくして、はげましの声を掛けたところ返事がなかったので、監視船からブイを投げたが、それと同時に本生徒は、急に足から消えるように沈んで行った。直ちに救助に当たったが見失い、午後6時45分頃、本生徒を発見、浜辺で人工呼吸などを行い、救急車で病院へ運び処置を受けたが死亡した。

出所：『死亡・障害事例』（昭和60年版，p. 25.）

水難による死亡事故は毎年のように発生している。近年の例でいうと、2003年7月に長崎県南松浦郡の海水浴場で、長崎市内から修学旅行に来ていた小学校6年生の男児が死亡している。なおこの事例では、引率した男性教諭1人（31歳）も死亡している。

[事例 ID: b84]

当日は、2泊3日の修学旅行の第1日目で、午前中の観光と昼食を終えた後、遊泳のため海岸に向かった。引率教諭の指導のもと、渚で海水浴をしていたとき、5～6名が岩場近くの沖に向かってのを発見した。引率教諭が追いかけたが、本児童を含む数名が潮に流され、本児童と救助に向かった教員1名が行方不明となった。もう1人の引率教諭が救援を要請し、浜にいた人達に協力してもらい、付近を捜索した。しばらくして本児童が発見され、レスキュー隊とともに心肺蘇生法を施し、救急車により医療機関に搬送されたが、発生から約6時間後に死亡した。

出所：『死亡・障害事例』（平成16年版，p. 74.）

先の静岡県富士市の例[事例 ID: a65]と同じく、この事故でも海岸にいた小学生が波にさらわれ、さらにそれを助けようとした教諭も死亡している。なお、子どもが海で死亡したもっとも最近の例をあげると、2006年5月（表1・2の事例には含まれていない）に、横浜市から沖縄県に修学旅行で来ていた高校生3人が海水浴中に波にさらわれて、うち1人が死亡し、1人は行方不明のままである。

表1・表2の事例のうち、海や川などで水難によって死亡した子どもの数は、日帰りで46人、宿泊付で31人となっている。それらは、泳ぐことを目的としている場合の死亡だけでなく、必ずしも泳ぐことが想定されていない場面での死亡が多く見られるということに留意したい。

また、宿泊施設という非日常的な場に身を置くことに起因する不慮の事故も発生している。下記は、1999年度に起きた、宿泊施設の階上からの転落事故である。高校2年生の男子生徒が死亡している。

[事例 ID: b19]

見学旅行の3日目、宿泊先のホテル5階の割り当てられた部屋に本生徒等3人が入室し、本生徒は隣の部屋を訪れ雑談していた。午前1時20分頃、巡回の教師が見廻りのためノックしたので、同室にいた5人は驚き、本生徒は自室に戻ろうとして、両室に對面する窓から自室に向かって飛び移ろうとして足を滑らし、約14m下の地上に転落、病院へ運ばれたが死亡した。

出所：『死亡・障害事例』（平成元年版，pp. 23-24.）

不慮の転落事故は、拙稿（2007）が明らかにしたような学校舎におけるものだけではない。宿泊施設においても発生している。校外学習では、子どもたちは日

常とはまったく異なる環境下に置かれる。それゆえの事故とみることができる。

最後に、宿泊付の校外学習がもつ特有の事故がある。それは、交通機関を利用して遠出することにもなう事故である。学年あるいはクラス単位で動くため、ひとたび当の交通機関が事故に巻き込まれれば、大多数の死傷者が出てしまう。

古くは1955年の紫雲丸の沈没事故があげられる。これは、多数の修学旅行生を乗せて高松港を出航した紫雲丸が、濃霧のなか貨車輸送船に衝突し、小中学生100人が犠牲となった事故である。さらにこの3日後には、岩手県で修学旅行生が乗ったバスが川に転落し、小学生4人と付き添いの保護者ら8人が死亡する事故が起きている。翌1956年には、三重県で電車が脱線・衝突し、修学旅行中の高校生26人が命を落としている。

こうした種の事故は、けっして古いものばかりではない。1988年3月には、上海に修学旅行中の高知県の高校生が乗った列車が事故を起こし、生徒27人と教諭1人が死亡した。

[事例 ID: b23 ~ b49]

修学旅行時、本生徒等179名は、日程通り列車の客車3両に分乗し、中華人民共和国、上海市近くを移動中、上海駅手前の真如駅で一旦停車した列車は、約15分後に再び発車したが、間もなくこれまでと反対の方向に走り出した。時速30~40kmで約10分間走ったところで、激しいショックがあった。真如駅で最後尾に機関車が付けられており、事故は同列車と後方から走って来た列車の機関車同志(ママ)が正面衝突した形となった。出発時、最後尾だった3両が先頭になっており、衝突のショックで3両目が2両目に乗り上げ、押し潰された状態となり被災した。

出所:『死亡・障害事例』(平成元年版, p. 37.)

また、2001年2月4日には、愛媛県の水産高校の生徒が乗った漁業練習船がアメリカ海軍の潜水艦と衝突し、生徒4人と教諭5人が死亡した。

[事例 ID: b80 ~ b83]

総合実習の時間、航海乗船実習で乗船していた船に、急浮上した潜水艦が衝突した。そのため船が沈没し、行方不明となった。

出所:『死亡・障害事例』(平成14年版, pp. 13-14.)

以上、日帰りと宿泊付の校外学習について、いくつか典型的に見られる死亡事故例を概観した。次節では、これらの事故にどのような手を打つことができるのか、その可能性を模索したい。

4. なぜ校外学習に注目するのか

4-1 死亡事故者数の多さ

校外学習中の事故は、校外という幅広い範囲におい

て起きた不慮の出来事である。これらの事故を統制することは必ずしも容易ではない。

だが、本稿において校外学習の事故をここまで丹念に検討したことには、それなりの理由がある。その理由をここで4点あげることによって、事故の防止可能性の考察へとつなげていきたい。

校外学習に注目する理由のまず一つ目は、死亡事故者数の多さである。すでに指摘したとおり、『死亡・障害事例』の記載によれば、校外学習中の死亡事故は、126件で155人が命を落としている。いっぽう、不審者犯罪とみなしうるものを拾い上げてみると、21年の間に、学校敷地内への不審者侵入によるものが2件で9人、登下校時等の危害によるものが23件で24人、合計すると25件で33人が不審者によって殺害されている。死亡者数ならびに発生件数からすると、不審者犯罪よりは校外学習中の事故に目を向けるべきといえるだろう。

もちろんこれは、事故のカテゴリの境界をどこに設定するかによって、数値は変動する。校外学習ではなく、校外での水泳学習というカテゴリでみれば、件数は少なくなる。ただしそれは、不審者犯罪についても同じことがいえる。

4-2 限られた機会での事故発生

カテゴリズの問題点は残るものの、校外学習に注目すべき理由は他にもある。第二の理由は、校外学習の日数が限られているということである。この点は、校外学習の事故を考えるうえで、非常に重要な要素となる。

学校生活において、校外学習が占める時間はけっして多くない。日帰りの遠足や野外実習は、多くても2週間に1回程度であろう。また宿泊付の修学旅行や合宿も、年に3日程度であろう。こと、宿泊に関しては、まったくそれを実施しない学年や部活もある。

普段、子どもたちは学校の敷地内で時間を過ごす。校外に出るのは、ごくまれである。その限られた機会において、死亡事故が多く発生しているのである。校外学習というのが、いかに危険に満ちているのかを私たちは直視しなければならない。

4-3 監視者と子どもの人数比

第三の理由は、子どもとそれを監視するおとなとの人数比の問題にある。校外学習は、非日常的な空間に子どもを放つ。そのこと自体、事故を呼び寄せる可能性が大きくなる。こうした活動がそもそも必要なのかについては後述(4-4)とするとして、ここでは、活動がいかに不安定な基盤でおこなわれているのかを指摘したい。

校外学習の危険なところは、クラスルームの子ども数対教師数のまま、校外に出かけるところにある。遠

出をする場合、一般の家庭であれば、子ども2人に保護者が1人か2人つく。それでも事故は起きている。夏休み中の、海水浴場や河川での子どもの溺死事故は、多くが保護者が付き添っていないながらも発生している。

各自治体の「修学旅行実施基準」(全国修学旅行研究協会の調査による)をみると、おおむね30人の子どもに、1~2名の教諭を引率させている自治体が多い。30人学級の日常をそのまま校外にもっていく。外出することで気が高ぶっている多くの子どもを、1人や2人の教諭で統制することがいかに危ういかを認識しなければならない。

4-4 校外学習活動の意義

校外学習に注目する第四の理由は、校外学習の意義が、必ずしも今日の状況に適切であるとは言い難い点にある。学習指導要領では、特別活動の章において、「遠足・集団宿泊的行事」(小学校)あるいは「旅行・集団宿泊的行事」(中学校)の活動内容を、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと」としている。

人びとの移動が小さい時代において、修学旅行をはじめとする宿泊的行事は、子どもたちの見聞を広める唯一かつ絶好の機会であった。だが今日、交通機関が発達し、人びとは国内にとどまらず、海外にまで足を運ぶようになった。また情報網の発達は、家にいながらにして、さまざまな情報を瞬時にして収集できる環境をつくりだした。その意味では、今日の子どもたちは、自分が住まう地域の外をよく知っている。

もちろん、だからといって校外学習をなくしたほうがよいという議論は乱暴である。だが、校外学習を含めて特別活動のあり方を問うときに、その活動の教育的効果を問うだけでは不十分だと言わねばならない。教育的効果とはまったく別の角度から、すなわちその活動がどの程度の事故をもたらししているのかという視点から、活動のあり方を問うことも必要である。

4-5 事故防止の可能性

- 限られた機会で見視者を増やす -

最後に、事故防止の可能性を検討しよう。ここでは、「校外学習活動の意義」を大切に、今後も校外学習を続けていくとの前提で話を進めていく。校外学習をおこなううえで「死亡事故者数の多さ」を回避する、実効性のある具体的な手立てを模索していきたい。その方法は、「限られた機会での事故発生」と「監視者と子どもの人数比」から導かれる。上述のとおり、校外学習は、その機会が限られている。不審者犯罪であれば、登下校中を含めて学校にいる間、いつ襲われるかわからない。日常のあらゆる瞬間あらゆる場所に、

事故防止の方策を立てなければならない。いっぽう、校外学習においては、機会が限られているがゆえに、そこに限られた事故防止策を講じればよいのである。

すでに指摘したように、校外学習の実施形態は子どもの安全管理の点からすると、重大な欠陥を抱えている。子どもの数に対して、それを管理するおとなの数があまりに少ないのである。クラスルームの子どもとおとなの構成比のまま、不慣れな場所とりわけ海や川、山などの自然の多いところに、気が高ぶっている子どもを連れ出すことの危険性は高い。

今日、不審者犯罪対策として、子どもが登下校する時間帯に、地域住民や警察によるパトロールがおこなわれている。たとえばそこに関わる人的資源を、校外学習に投入すればよい。人的資源の投入は、活動中の子どもの行為を一定程度管理し、子どもが不慮の事故に巻き込まれる可能性を抑制することができる。その効果は、事故の発生を防ぐことだけではない。事故が発生したときに、その迅速な発見ならびに迅速な対応をも可能にする。

校外学習における事故は、不審者による連れ去りよりもはるかに多く発生している。しかも、校外学習の機会は限られている。校外学習の事故防止の方針とは、一言であらわすならば、「限られた機会で見視者を増やす」ことである。地域住民の協力を、一つの大きな資源とみなし、その資源を子どもの事故防止のためにいかに分配するのかという発想が重要となってくる。

5. 何を優先すべきなのか

私たちは不審者に怯えている。不審者対策として防犯カメラを導入したり、地域ボランティアを活用したりすることは、たしかに不審者犯罪の死角をなくしていくであろう。しかし不審者に対する大きな不安はいっぽうで、他の種の事故を死角へと追いやっている。

転落事故の分析(拙稿 2007)に続いて、本稿は学校安全の死角を描く作業の第2弾である。今日の学校安全の取り組みが見落としている事故を顕在化させる本稿の試みは、今日の不審者犯罪を中心とした学校安全観に異議を申し立てるものである。不審者対策よりももっと優先させるべきものがあるのではないか。転落事故や校外学習中の事故が、その優先されるべき対象である。

本稿の主張は、ある種の事故や事件は放っておいてもよく、ある種の事故にはとくに優先的に対策を講じるべきである、との非道な判断を導くことになる。たしかに当事者の苦しみや悲しみを前にしたとき「その事故の防止策は後回しでよい」ということほど残酷なことはないだろう。だが、そのような意見を本稿に対する批判として提示するなら、それはまた、「あなたが

重視する事故の防止策を進めれば、他の事故への対策は後回しになる」という水掛け論を引き出すだけである。私たちは、非道な判断から逃れることはできない。

ある種の事故への対策を最優先で積極的に進めれば、他の種の事故は置き去りにされていく。学校安全とはつねにこうしたジレンマのなかで動かざるを得ない。ただ、私たちがそうした非道な判断から逃れえなるとするならば、せめて水掛け論はやめにして、いくらかでも効果の高い非道を選ぶべきではないだろうか。

いま利用できる資源（ヒト、モノ、カネ）を、どの種の事故に優先的に分配するのか。ある種の事故による不安や悲しみを、再びその事故へと帰していくのではない。本稿がとる道は、ある事故による不安や悲しみを、子どもの全体の利益のために、より多く発生しより防止可能性の高い事故へと再分配することである。

本稿では、できる限り事故の発生実態や防止可能性にもとづいて議論を展開するよう努めた。本稿の試みが、少なくとも想像の世界よりは、多くの子どもにより確かな安全を提供しうることを願ってやまない。

【注】

- 1 「不審者」とはじつは実質的な定義が難しい。通学路を歩いている見知らぬ人は、ただの通行人である。では、子どもを睨みつけるような目線で歩けば、それは不審者となるのだろうか。こうした困難がともなうのは、「不審者」とは危害を加えてから、事後的に立ち上がるカテゴリだからである。「男」や「外国人」といった、属性としてあらかじめ個人に付与されているカテゴリ（厳密には、「男」や「外国人」も最初からそうであるわけではないが、その問いはここでは避けておく）とは異なり、「不審者」とはまさにその場において結果的に定義されるカテゴリである。
- 2 本稿における事例の引用はすべて『死亡・障害事例』に記載されている文章をそのまま抜粋したものである。ただし、新聞記事やウェブサイトから得た情報を、個人を特定しない限りにおいて、引用文中以外のところでいくつか付け加えた。
- 3 この事例は、『死亡・障害事例』平成16年版に掲載されているが、実際に事故が起きたのは2001年（平成13年）である。これは、高波にのまれた男児が結局行方不明のまま発見されることがなかったために、死亡事故として取り扱うまでに時間が要したものと考えられる。
- 4 この事例は、『死亡・障害事例』平成14年版に掲載されているが、実際に事故が起きたのは2000年度内（2001年2月）である。これは、生徒4人が行方不明のまま発見されることがなかったために、死亡事故として取り扱うまでに時間が要したものと考えられる。

【引用・参考文献】

『死亡・障害事例』（各年度）
 日本学校健康会，1985，『学校での事故の事例と防止の留意点 - 死亡・障害 - 〔昭和60年版〕』
 日本学校健康会，1986，『学校での事故の事例と防止の留意点

- 死亡・障害 - 〔昭和61年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1987，『学校での事故の事例と防止の留意点 - 死亡・障害 - 〔昭和62年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1988，『学校の管理下の死亡・障害 〔昭和63年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1990，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成元年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1991，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成2年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1991，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成3年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1992，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成4年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1993，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成5年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1994，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成6年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1996，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成7年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1997，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成8年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1998，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成9年版〕』
 日本体育・学校健康センター，1999，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成10年版〕』
 日本体育・学校健康センター，2000，『学校の管理下の死亡・障害 〔平成11年版〕』

日本体育・学校健康センター，2001，『学校の管理下の死亡・障害事例集 〔平成12年版〕』
 日本スポーツ振興センター，2002，『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点 〔平成13年版〕』
 日本スポーツ振興センター，2003，『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点 〔平成14年版〕』
 日本スポーツ振興センター，2005，『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点 〔平成16年版〕』
 日本スポーツ振興センター，2006，『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点 〔平成17年版〕』

『死亡・障害事例』の年度と事例数

『死亡・障害事例』の年度〔～年版〕	記載事例の発生年度	記載事例数
昭和60	昭和58	261/429
61	59	234/394
62	60	234/383
63	61	350
平成1	62	379
2	63	333
3	平成1	307
4	2	307
5	3	341
6	4	320
7	5	282
8	6	279
9	7	272
10	8	241
11	9	281
12	10	225
13	11	281/726
	12	
14	13	207
(15)	発行なし	
16	14	174
	15	189
17	16	144

平成15年版は発行なし

記載事例数については、全発生事例記載の場合は整数表記し、発生事例が選択されている場合は「発生事例/全発生事例」とした。

文献

Spector, M. B. and Kitsuse, J. I., 1977, Constructing Social Problems, Cummings Publishing Company. (= 1990, 村上直之他訳『社会問題の構築』マルジュ社)

内田良, 2007, 「転落事故 - 学校安全の死角 - 」『愛知教育大学研究報告 (教育科学編)』第56輯, pp. 165-174.
 全国修学旅行研究協会, 「平成18年度全国都道府県並びに政令指

定都市 修学旅行実施基準概要」
 (http://shugakuryoko.com/index.html, 2007年9月15日確認)
 (平成19年9月18日受理)

表1 日帰りの校外学習における死亡事故

『死亡・障害事例』の年	事故発生の年度	事例ID	学年・性別	校外学習の種類	事故発生場所	事故の概況		
昭和60	昭58(1983)	a01	高1男	部活動	山	山岳部が登山途中でバランスを崩し谷へ転落。		
		a02	高1男	部活動	川	ボート部練習中に川に深みを取られ、溺死。		
		a03	小4男	野外実習	海	海岸にいたるところで津波に襲われ溺死。		
		a04	保2歳女	野外実習	プール	過ぎてプールに転落し溺死。		
61	59(1984)	a05	保3歳女	遠足	池	遠足中に池に転落し溺死。		
		a06	中3男	部活動	海	遊泳中溺死。		
		a07	高専2男	部活動	川	登山途中で溝つぼに落ちて溺死。		
		a08	小4女	野外実習	校外施設	野球場近くで土砂に埋まり窒息。		
62	60(1985)	a09	中1男	野外実習	山	登山途中岩石に頭部をはさまれ頭蓋骨骨折。		
		a10	高1男	部活動	湖	ボート練習中、悪天候により水没、溺死。		
		a11	高3男	遠足	山	遠足の登山中落石が頭部を直撃。		
		a12	中3女	野外実習	山	登山の過労による心不全。		
63	61(1986)	a13	幼5歳男	野外実習	校外施設	ハイキング中に寺の石灯籠が当たる。		
		a14	高1男	遠足	川	遠足中に川の深みにはまり溺死。		
		a15	小養4女	野外実習	川	テークャンプで川原で溺死。		
		a16	保4歳	野外実習	川	水遊び中に溺死。		
		a17	小養5男	野外実習	海	海で溺死。		
		a18	保4歳男	野外実習	川	川に流され溺死。		
		a19	高3男	遠足	池	遠足のアスレチックで池で溺死。		
平成1	62(1987)	a20	小4女	遠足	校外施設	遠足時に急斜面を落下。		
		a21	高1男	部活動	山	山岳部が登山途中で落石が頭部に当たる。		
		a22	高1男	部活動	山	スキー部が雪山で練習中立ち木に激突。		
		a23	保3男	野外実習	川	園外保育中川で溺死。		
		a24	幼5女	野外実習	川	園外保育中川で溺死。		
		a25	幼4男	野外実習	池	園外保育中池で溺死。		
		3	平1(1989)	a26	保5歳男	野外実習	校外施設	行事で寺で石灯籠が倒れ当たる。
		a27	中3男	野外実習	海	臨海学校で遊泳中溺死。		
		4	2(1990)	a28	高3男	遠足	校外	遠足中に体調不良になり死亡。
		a29	保6歳男	野外実習	校外施設	神社で落ち葉拾い中に石灯籠が頭に直撃。		
5	3(1991)	a30	高2男	部活動	川	ボート部練習中に川に転覆し、溺死。		
		a31	小1女	野外実習	川	学級活動の川遊び中溺死。		
		a32	高1男	部活動	川	ボート部練習中に川に転覆し、溺死。		
		a33	中3男	野外実習	海	遠泳大会中に溺死。		
		a34	小3男	遠足	校外施設	遠足でアスレチックから転落し脳挫傷。		
		a35	小6男	野外実習	校外	耐寒徒歩大会からの帰り、急性心不全。		
		a36	高2男	遠足	湖	遠足で湖へ行き溺死。		
		a37	高3男	遠足	湖	遠足で湖へ行き溺死。		
		a38	中3男	遠足	川	遠足で川遊び中に溺死。		
		6	4(1992)	a39	高1男	部活動	車	部活動の帰りバスから転落。
7	5(1993)	a40	保4歳	野外実習	校外施設	神社で園外保育中石灯籠が直撃。		
		a41	中3女	遠足	校外施設	遠足で遊園地へ行き脳内出血。		
		a42	高定3女	野外実習	校外施設	スキー教室の講習中喘息の発作が悪化。		
		8	6(1994)	a43	高3男	遠足	校外施設	遠足先のダムで溺死。
		a44	小1男	野外実習	川	川での体育授業後に一人て川に戻り溺死。		
		a45	小3男	野外実習	川	社会科の授業中に川にいき転落。		
		9	7(1995)	a46	小1女	遠足	校外施設	遠足中、斜面を落下してきた石が直撃し頭蓋骨骨折。
		a47	保6歳男	野外実習	川	園外保育で凍った川に行き落下し溺死。		
		a48	保2歳男	野外実習	川	園外保育で川に落下し溺死。		
		a49	保1歳男	野外実習	川	川の近くを散歩中落下し溺死。		
10	8(1996)	a50	幼5歳女	遠足	川	遠足時川に落下し溺死。		
		a51	高2男	部活動	校外	トンネルで落盤事故にあい圧死。		
		a52	幼6歳男	野外実習	校外	散歩中踏切内に転落し、頭部を強打。		
		a53	小1男	遠足	校外	遠足時に急性脳症。		
12	10(1998)	a54	中3男	部活動	湖	バスケット部で湖に行き溺死。		
		a55	高定2男	野外実習	川	芸術授業で川に行き転落、溺死。		
		a56	小6女	野外実習	海	移動教室で海に行き溺死。		
13	11+12(1999+2000)	a57	高1男	遠足	山	スキー遠足で転倒。		
		14	13(2001)	a58	中2男	野外実習	山	ハイキング中に落石事故にあい岩盤が頭部直撃。
14	(15) 14(2002)	a59	高1男	部活動	海	ヨット大会で遊漁船と激突。		
		a60	高2男	部活動	川	川で泳いでいて溺死。		
		a61	高1女	遠足	校外	遠足で歩いていたら車に衝突される。		
		a62	高2男	部活動	海	ヨット大会で転覆、溺死。		
16	15(2003)	a63	高2男	部活動	川	ハンドボール部で川を泳いでいて溺死。		
		a64	高3女	遠足	校外施設	遠足で遊園地へ行きゴーカートで壁に衝突し脳挫傷。		
		a65	小1男	野外実習	海	授業で海岸に行き、高波にさらわれる。		
		17	16(2004)	a66	保6歳女	野外実習	川	園外保育で川に転落、溺死。
a67	高1男	野外実習	川	理科の野外実習で川の深みにはまり溺死。				
a68	高専4女	野外実習	海	インターンシップで海水浴中に溺死。				

危険な校外学習

表2 宿泊付の校外学習における死亡事故

『死亡・障害事例』の年	事故発生の年度	事例ID	学年、性別	校外学習の種類	事故発生場所	事故の概況
昭和60	昭58(1983)	b01	中2男	宿泊研修	川	足を踏み外し川に転落。
		b02	高1男	部の合宿	山	登山途中に谷へ転落。
		b03	高2男	部の合宿	山	登山途中に雪渓から転落。
		b04	小5男	宿泊研修	山	登山途中に崖下へ転落転落。
		b05	高3男	部の合宿	海	高波にさらわれ溺死。
		b06	中3男	修学旅行	海	船での帰路で海に落ち溺死。
		b07	中3男	宿泊研修	海	遠泳訓練中に溺死。
		b08	高3女	修学旅行	宿泊先	ホテルの窓から転落。
61	59(1984)	b09	高3男	宿泊研修	運動場	転倒し、包丁が左首に刺さる。
62	60(1985)	b10	高1男	宿泊研修	山	登山の過労による心臓死。
		b11	高3女	宿泊研修	海	禁止区域で遊泳し、高波にさらわれ溺死。
		b12	中3女	修学旅行	宿泊先	ガラス戸に突っ込み頸動脈損傷。
63	61(1986)	b13	高1男	宿泊研修	川	滝つぼで岩に頭を打ち意識を失い溺死。
		b14	高2男	部の合宿	川	川の深みにはまり溺死。
		b15	高3男	宿泊研修	海	船から転落して溺死。
		b16	中1男	宿泊研修	海	岩山に登り浅瀬に転落。
		b17	保6歳男	宿泊研修	海	高波にさらわれ溺死。
		b18	中2男	部の合宿	岩場	転倒し、落ちてきた岩が腹部を直撃。
平成1	62(1987)	b19	高2男	宿泊研修	宿泊先	部屋の窓から転落。
		b20	小6男	修学旅行	博物館	2階から転落。
		b21	高2女	宿泊研修	宿泊先	2段ベットからバランスを崩して転落。
		b22	高2男	部の合宿	山	登山途中、崖下に落下。
		b23	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b24	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b25	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b26	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b27	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b28	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b29	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b30	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b31	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b32	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b33	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b34	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b35	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b36	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b37	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b38	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b39	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b40	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b41	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b42	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b43	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b44	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b45	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b46	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b47	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b48	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
		b49	高1	修学旅行	電車	列車の事故に巻き込まれ死亡。
2	63(1988)	b50	小5女	宿泊研修	宿泊先	2段ベットからバランスを崩して転落。
		b51	高2男	修学旅行	宿泊先	屋上から過って落下。
		b52	小3男	宿泊研修	川	飯盒炊爨で川に行き溺死。
3	平1(1989)	b53	高2男	修学旅行	海	海で溺死。
		b54	高2男	部の合宿	川	川で溺死
		b55	中1男	部の合宿	宿泊先	気管支喘息悪化。
4	2(1990)	b56	中3男	宿泊研修	海	海で溺死。
		b57	高2男	修学旅行	宿泊先	部屋の窓から飛び移ろうとして転落。
		b58	高3男	修学旅行	宿泊先	部屋の窓から飛び移ろうとして転落。
		b59	高1男	宿泊研修	山	スキーをしていて急性心不全。
		b60	高1男	部の合宿	山	登山途中に急性肝不全。
5	3(1991)	b61	高2男	宿泊研修	川	飯盒炊爨で川に行き溺死。
		b62	小5男	宿泊研修	山	ハイキング中に熱射病になる。
6	4(1992)	b63	高1男	部の合宿	川	過労と熱射病の脱水症状が重なり過って川へ転落。
		b64	中1男	宿泊研修	海	遠泳中に溺死。
7	5(1993)	b65	高1男	部の合宿	滝	登山途中に足を滑らせ滝つぼに落下。
		b66	小5男	宿泊研修	宿泊先	喘息悪化。
		b67	高3男	部の合宿	宿泊先	登山で急性肺炎を発症。
		b68	高2男	部の合宿	海	遊泳中溺死。
8	6(1994)	b69	中3男	部の合宿	川	宿泊先近くの用水路で溺死。
		b70	高1男	部の合宿	山	登山途中に落下。
		b71	中2男	宿泊研修	山	登山途中に川原に転落。
10	8(1996)	b72	高1男	宿泊研修	宿泊先	階段から飛び降り過って後頭部を角に強打。
		b73	高2男	部の合宿	宿泊先	ペランダのフェンスを乗り越え過って落下。
11	9(1997)	b74	高3男	部の合宿	湖	湖の深みにはまり溺死。
12	10(1998)	b75	中1女	宿泊研修	海	遠泳中に溺死。
		b76	高2男	部の合宿	川	宿泊先近くの用水路で溺死。
13	11+12(1999+2000)	b77	中1男	宿泊研修	磯	落下してきた松の太木が頭を直撃。
		b78	小4男	宿泊研修	宿泊先	宿泊先近くの沈砂地で溺死。
		b79	高2女	修学旅行	プール	プールで溺死。
14	13(2001)	b80	高2男	宿泊研修	海	総合実習の航海乗船実習中に潜水艦が衝突。
		b81	高2男	宿泊研修	海	総合実習の航海乗船実習中に潜水艦が衝突。
		b82	高2男	宿泊研修	海	総合実習の航海乗船実習中に潜水艦が衝突。
16	15(2003)	b83	高2男	宿泊研修	海	総合実習の航海乗船実習中に潜水艦が衝突。
		b84	小6男	修学旅行	海	海水浴中に潮に流され溺死。
		b85	高2男	修学旅行	海	遊泳中溺死。
		b86	高2男	宿泊研修	海	海洋総合実習中に船内で循環不全。
		b87	小6男	宿泊研修	山	登山途中に谷に転落。

